

議案第37号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年6月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
 条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 28 年加西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

尾崎町北条高校前地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された東播都市計画地区計画尾崎町北条高校前地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
--------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

尾崎町北条高校前地区地区整備計画区域	低層住宅地区	(1)住宅（法別表第 2（い）項第 1 号の定める「住宅」。以下この別表において同じ。） (2)住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第 130 条の 3 に定めるもの (3)共同住宅又は寄宿舍 (4)近隣住民を対象とした公民館その他これに類するもの (5)前各号の建築物に附属するもの	200平方メートル	1メートル	10メートル
	沿道地区	(1)住宅 (2)住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第 130 条の 3 に定めるもの (3)共同住宅又は寄宿舍 (4)法別表第 2（ろ）項第 2 号に掲げるもの (5)近隣住民を対象とした公民館その他これに類するもの (6)診療所 (7)前各号の建築物に附属するもの	200平方メートル	1メートル	10メートル

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

(審議資料)

市街化調整区域内において新たな地区計画として「尾崎町北条高校前地区地区計画」の都市計画決定を予定していることから同条例に当該規定を追加するもの。

【概要】

	低層住宅地区	沿道地区
建築物の用途	住宅、店舗兼住宅、共同住宅、公民館ほか	住宅、店舗兼住宅、共同住宅、床面積 150 m ² までの飲食店・店舗、公民館、診療所ほか
建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²	200 m ²
外壁の後退距離の限度	1m	1m
高さの最高限度	10m	10m